

令和元年度 第1回宮崎県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和元年6月11日（火） 14：00～16：00

開催場所：ニューウェルシティ宮崎 2F 関之尾

出席者：委員 10名

日本年金機構 10名

議事

1. 開会
2. あいさつ 宮崎年金事務所長、九州地域第二部長
3. 委員紹介
4. 議題

（佐保議長）

毎年ここで申し上げていますが、私の信念として年金は、私たちが生きていくうえで生涯にわたって安心して生活を支える命綱と思います。憲法25条生存権の基盤になる一つの制度であると考えています。

ニュースでも言っていますが、今日ほど年金に対する関心が高まっているのではないかと思います。

受給者は言うまでもなく、年金を受給できる間際の人だけではなく、若い世代から生徒に至るまで関心が高まっているのではないかと思います。

いたる所で時期、場所を問わずどこに行っても年金の本に目を奪われることがしばしばです。それくらい年金に対する国民の関心が高いですが、その要因の一つは、ここにおられる皆様のご努力、地域年金事業の展開や関連の啓発事業、学生・これから社会に出る児童・生徒を対象とした年金セミナーの実践、年金エッセイの公募などが効を奏していると思っている。

このように年金については、非常に国民の関心が高いが、人生90・100年を生きると考えたとき、自分の将来はどうかと一抹の不安を覚えるのも確かである。

しかしながら、どういう時代が来ようと年金が私たちの命綱であることに変わりはないと思う。その理由として年金はフローでありストックではない。次から次へ湧いてくる最高に有利な金融資産であると私は考えます。

そこには税金によるフォローもある。いろいろ言われているが、賦課方式であるためにインフレとか経済変動等に強いという性格のものではないかと思う。

世代間を超えて支え合うという共生社会の理念が一番生きているものではないかと思う。

この公的年金制度を発展させていくためには、年金の意義であるとか仕組み、大切さを児童・生徒をはじめ国民一人一人に理解してもらうことが大事ではないのかなと思う。

そのためには、この地域年金展開事業の効果的な運営推進がきわめて重要だと思う。

地域に根ざした年金制度の啓発・普及をいかに図るか、世代・年齢・地域・職場を超えた社会連帯意識をどういう風に調整していくか、それを支える支援・ネットワークづくりをいかに行うかということがこれから非常に大事になってくる。

そういう意味で、この会議の果たす役割が大きいと思う。

忌憚のないご意見をよろしくお願いしたい。

議題 1 「地域年金展開事業の平成 30 年度取組結果について」事務局説明。

1. 地域連携事業（年金制度説明会（年 6 回以上）年度末（必須））

市町村（職員対象の研修）・・・・・・・・・・・・・8 回

社労士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 回（総会等含む）

年金協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 回（年金委員研修含む）

社会保険委員会・・・・・・・・・・・・・9 回（年金委員活動支援事業重複）

社会保険協会・・・・・・・・・・・・・19 回（講師派遣）

その他

事業所担当者を対象とした制度説明会 7 回

民生委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 回

※全年金事務所で目標をクリア。

2. 年金セミナー事業（年 6 回以上、地域年金推進員設置の年金事務所は 8 回以上）

宮崎 33 延岡 17 都城 24 高鍋 8（アプローチ）

宮崎 17 延岡 10 都城 8 高鍋 5（セミナー実績）

セミナー開催予定のほとんどの学校が進学・就職が決まった時期に集中しており、1 月から 3 月にかけて全年金事務所において計画をクリアしました。なお、学校へのアプローチは各年金事務所で毎月精力的に行っていますが、学校行事がすでに決定していることもあり、開催までに至らないところです。また 30 年度は、地域年金推進員の岩田先生を依頼のあった年金事務所に派遣し、セミナー未実施校との調整を行っていただきました。

次につながる布石として継続して学校訪問等による取組を計画的に行ってまいります。また、年金セミナーの実施状況を見てみますと、進路が決まった年度終了前に予定している学校が集中していることから、今後においても教育委員会や学校長会に協力を働きかけながら開催に向けた取組を行ってまいります。

年金セミナーの講師につきましては、宮崎年金事務所では、地域年金推進員の岩田先生を中心にセミナーを行っていただいておりますが、年金制度が20歳からの入口ということもあり、学生の立場にたって学生本位のセミナーが行えるよう年金セミナーPTを設置し、学生と同世代の職員を講師として育てています。

3. 地域相談事業

[出張年金相談及びハローワーク]

市町村での出張相談は、関係市町村と連携を図り、全年金事務所で毎月実施しました。

ハローワークにおいて開催される雇用保険受給者説明会についても、全年金事務所が出向き、離職後の年金の手続きについて説明しています。

また、ねんきん月間では、年金の日(11月30日)には県内の年金事務所が協働し、商業施設において出張年金相談を開催しました。

[社会福祉施設等]

施設等からの依頼を受け、宮崎と延岡で実施 4回 144名

研修・相談内容：障害年金・成年後見人制度・離婚分割等

4. 年金委員活動支援事業

[年金委員研修]

宮崎6回(職域・地域) 延岡4回(職域・地域) 都城6回(職域・地域)

高鍋3回(職域)

年金委員は、国民と年金制度のパイプ役として、地域住民の疑問や相談に応えたり、年金事務所や関係機関を紹介するなど、職場や地域と制度のパイプ役を担うことを期待されているため、各年金事務所は年金委員との協力連携が重要です。

年金事務所では、研修会や民生委員との意見交換会、年金委員への情報提供、11月の年金月間に合わせ、管轄の年金委員を対象に開催した研修会や年金委員功労者表彰等、さまざまな取組みを行いました。

[年金委員の委嘱拡大]

年金委員には職域型・地域型とありますが、3月末において前年度比、職域型27プラス・地域型20マイナスでした。

地域型のマイナスの要因としては、県社会保険労務士会が会員に積極的に働きかけていただき、11月末には16人のプラスに転じましたが、委嘱期間満了に伴う継続意思確認において、高齢による辞退者が予想以上に多く減となりました。

今後も、事業所を対象とした説明会や事業所調査等を活用して周知を行っていくほか、行政機関・各関係団体にも協力を働きかけて委嘱拡大に努めてまいります。

議題2「地域年金展開事業の令和元年度事業計画について」事務局説明。

令和元年度地域年金展開事業の実施にあたり各事業の重点取組方針が示されました。事業内容は、P27に掲載していますが、本部から示された基本方針を基に事業を遂行いたします。

P28 からが宮崎県の事業計画になりますが、重点項目での必須項目である年金セミナー及び年金制度説明会につきましては、各年金事務所が前年度以上の実績を残すため、P30以降に掲載の通り、各年金事務所での計画を基本とし、地域の実情を踏まえ、取り組みの強化を図ってまいります。

[宮崎県の取組]

今年度の取組としましては、全国での重点取組基本方針が示されましたが、基本的には大幅に変わっているところはありませんでした。宮崎県では、ガイドラインに沿って、これまでの取組みを継続してまいります。

1. 年金委員や関係機関との協力強化を図り、制度の周知に伴うチラシの設置・掲示や研修会開催に向けた働きかけを行います。
2. 年金セミナーについて、地域年金推進員と連携し、更なる拡大を実施します。
3. 街角の年金相談センター宮崎（オフィス）との連携を図り、お客様が満足していただける、利用しやすい環境を整備します。
4. 年金委員の委嘱拡大については、公的年金制度の周知・啓発という重要な役割を担っていることから、事業所・各関係機関に年間を通して推薦の協力をお願いする等連携して取り組みます。
また地域型年金委員への研修会についても職域型年金委員を対象にした研修同様、各地域ごとの地域型年金委員を対象とした研修会の開催について取り組んでまいります。

年金相談予約制について

平成30年度は、お客様が利用しやすい相談環境を維持し、丁寧かつ効率的な年金相談サービスの品質を一層向上させるため、外部機関の協力のもと予約相談拡充に向けた取り組みを展開してきました。

その結果、全国的には、地域間にまだ格差が生じていますが、宮崎県はP47にもあるように予約制が定着してきたところです。

令和元年度においても、更に予約相談の拡充を図り、説明誤りや事務処理誤りを防止し、お客様をお待たせすることなく、ニーズに応じた正確で迅速な年金相談及び年金給付を実現するため、予約相談拡充に向けた取組みを継続的に行ってまいります。

ねんきんネットの利用促進

令和元年度計画において、「ねんきんネット」の取組方針が示され、前年度の増加実績を上回るユーザID取得を数値目標としています。P49に掲載していますが、平成30年度において宮崎県は、年間目標を達成し、全年金事務所が目標を上回る実績を残しました。

「ねんきんネット」の利用者が増加することにより、年金事務所への電話照会の減少、「ねんきん定期便」の費用削減などの「業務の効率化」や、「お客様サービスの向上」につながるため、日本年金機構では、生涯にわたってご利用いただけるよう機能追加・機能改善を行いながら、利用者の拡大に積極的に取り組んでいます。

「ねんきんネット」の利用促進については、今年度においても若年層・高齢層・受給者層へなお一層の浸透を図るための取組みを進めてまいります。

令和元年度の事業については、地域年金展開事業ガイドラインにおける基本方針並びに重点取組方針を基本として下記について年間取組みの強化を図ります。

「地域型年金委員委嘱拡大」「年金セミナープレゼンによるスキルアップ」

「予約相談・ねんきんネット周知の徹底」

以上が計画となります。

主な意見・要望・質問

議題1 「地域年金展開事業の平成30年度取組結果について」

総括

（佐保議長）

年金委員については、2月の会議でもいろいろと意見が出ていたと思う。地域・職域型の年金委員について、どのように啓発、確認の取組みを行い、いかに協力体制を増やしていくかというところがあったが、努力した結果が報告のあったところだと思う。

2月の会議で第3四半期までの実績をご確認いただいているところであり、今回第4四半期における各事業の実績結果を含め説明を受けたが、ご質問・ご意見がないようなので議題1「地域年金展開事業の平成30年度取組結果」についてはご確認いただいたということとします。

議題2「地域年金展開事業の令和元年度事業計画について」

(佐保議長)

事務局からいくつかのポイントに分けて説明があった。

本部の基本方針に基づいて計画を作ったこと、これまでの取組みを継続・発展されるという観点が計画となっていること、年金委員や関係機関との連携強化、年金セミナーの更なる拡充・発展、年金委員の委嘱拡大においては、地域・職域型それぞれ推薦してもらうための施策を強化し、地域型については研修を充実させていくということであった。

また、年金相談の事前予約の拡充・ねんきんネット利用促進・年金月間の更なる取組みを行いたいということと地域年金展開事業運営調整会議は定例通り6月・2月の開催を予定しているということであった。

(櫻木委員)

地域連携事業においては、地域型の年金委員に対し、情報誌「なごみ便り」が定期的に送付される。年金に対する疑問等が掲載され非常にわかりやすい。地域において、制度周知をしてもらいたいとの主旨であると思うが、地域での立場上、期待に副えない部分もある。各地区自治会連合会に行政側から協力要請の取組みはできないものか提案する。

(佐保議長)

情報誌「なごみ便り」の啓発が年金委員止まりではないのか。市町村と連携し、自治会長を通してそれぞれの地域住民に到達できるようにしてはいかがか、という提案だが・・・

(段委員)

県内の全市町村の代表として出席しているので、この場で結果について申し上げられない。

(事務局)

記事を2次利用展開できないか検討いたします。

(櫻木委員)

資料の年金受給状況において、受給者数に対し、受給額が合わないように思えるが・・・

(事務局)

持ち帰り、精査して回答します。

(回答)

厚生年金の障害給付については、新法厚年の障害年金部分と旧法障害厚生年金の合計です。

厚生年金受給者の障害基礎年金は、すべて国民年金障害給付に計上されています。故に厚年障害給付一人あたりの年金額が約66万円になります。なお、支給停止者の年金額も全部計上されており、実際の支給額とは異なります。

(川越委員)

年金相談予約率について、急激によくなりすぎているが、こんなに改善するものなのか。逆に相談件数が減っている。唐突な相談は受けられないとか、そんなことはないか。

(事務局)

支給開始年齢の引き上げ等制度のタイミングにより相談件数が減った。

予約については、都合の合わない方もいるため、そういった方には、当日予約の利用をご案内している。予約しないと相談を受けられず、相談件数が減っているわけではなく、支給開始年齢等により相談者が減っていると分析している。

(回答)

相談件数の減少の件については次のとおりです。

老齢厚生年金の支給開始年齢は65歳ですが、経過的な措置として特別支給の老齢厚生年金が設けられました。この特別支給の老齢厚生年金は、生年月日に応じて段階的に支給開始年齢が引き上げられ、男子については昭和36年4月2日以降生まれ、女子については昭和41年4月1日以降生まれの人からは支給されなくなります。

支給開始年齢は、3年に1歳ずつ引き上げられるため、支給開始年齢到達者のいない年度が生じます。男子は、平成25年、平成28年、平成31年、令和4年、令和7年、女子は、平成30年、令和3年、令和6年、令和9年、令和12年がその年度にあたります。

平成29年度と比較して平成30年度の年金相談者数が減少しているのは、このためと考えられます。

(酒井委員)

社会保険労務士会連合会では、街角の年金オフィスを設置している。これは、年金事務所にご相談をされる皆さんが、例えば宮交シティへ買い物に行ったついでに、普段ではどうかな、と思われる相談についてもすぐに気兼ねなく相談できる窓口があれば、という考え方から全国に設置するもの。宮崎県でも年金事務所と連携し、宮交シティの一角にオフィス設置させていただくことになった。

基本は年金事務所と同様だが、現在は3人体制で運営しているため、待っていただく席も限られている。各関係機関から受付けする書類には、記載漏れがないようにご協力をいただくなどして相談を行っている。

年金事務所との連携にあたっては、定期的に会議を設けている。各年金事務所に配置している社会保険労務士に関しては、丁寧にしっかり対応できるよう社労士会独自の研修や連合会からの研修を受講してもらっている。また説明誤り等の行為についても1つ1つ検証し、年金事務所からの助言をいただきながら解決し、同じことが起こらないように助言・指導をしているところである。これらにより、年金事務所職員のモットーを社労士も実践している。

(佐保議長)

事業計画について、ご意見を踏まえ、事務局で精査していただき、今後の施策に活かせるものは活かしながら、各年金事務所が令和元年度の取組みを強化していただくということでこの場は納めたいと思います。

議題3「その他」

地域年金推進員による年金セミナーのプレゼンテーション

当調整会議において、各委員より事業展開に向けてのいろいろな意見・要望をいただいた。現状を踏まえ、何が不足し、何ができるのかしっかりと整理し、更今後の取り組みに生かしていくこととした。